「安全衛生規則の改正」に係る伐木等特別教育の補講の受講報告書

フィールド科学系部門生物生産技術班 技術主任 近松 一朗

1. はじめに (目的等)

平成31年2月より労働安全規則の一部を改正する省令が公布され、現在の修了証では2020年8月より伐木等を行えないため、補講を受講した。

2. 期間·場所

期間:令和2年2月26日(水)

場所:広島市中区鉄砲町 4-1 広島県土地改良会館

3. 参加者

30 名程度

4. 研修内容

- ○造材の方法
- ・受け口を作る胸高直径は40cmから20cmに変更
- ・かかり木の処理における禁止事項を規定
- ・伐木作業において、当該立の 2 倍距離を半径とした円内の伐木作業に従事する労働者 以外の立ち入りの禁止
- ○下肢を防護する防護服等の使用方法
- ・チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者の下肢の切創防止用保護具の着用の義務 や使用方法

5. まとめと感想

今回の特別教育の補講で、伐木の危険性や保護具の重要性を再認識した。チェーンソーを使用する場合は保護具の着用は当然だが、普段の作業時も必要な保護具を利用し、業務を安全に行い、労働災害の予防に努めたいと思う。